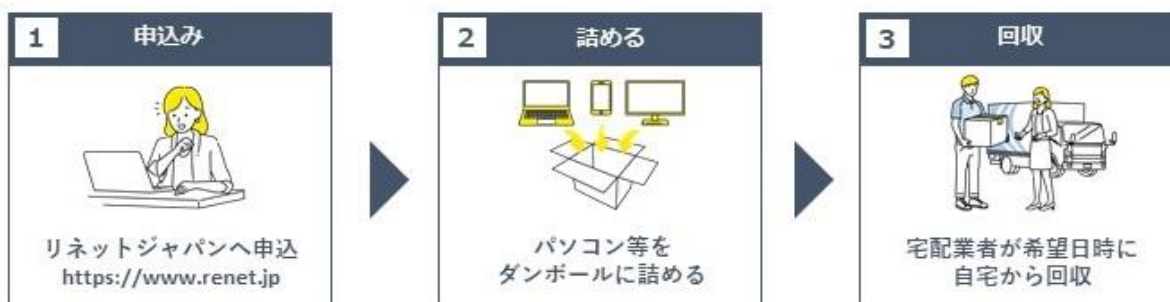


パソコン・小型家電

パソコンは「資源有効利用促進法」により、リサイクルが義務付けられています。

① 宅配便による無料回収

町では、リネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。利用方法は次のとおりです。



- 回収品目にパソコンが含まれている場合は無料で回収されます。
他の小型家電、プリンター、モニターなどの他の周辺機器も一緒に回収可能です。
(注意:回収品目にパソコンが含まれていない場合は、1箱 1,650 円かかりますが、50 cm以下の不燃ごみは、通常どおり町のごみ収集にて無料で収集しています。)
- 申込み後は、ご自身で用意したダンボール(無料となる箱のサイズと重量の上限は、3辺合計 140cm 以内、重量 20kg 以下です。)に詰めてください。
ご希望の日には佐川急便(株)がご自宅まで集荷に伺います。
- 個人情報のデータ消去サービスもあります。
- 回収方法や回収対象品目等の詳細は、リネットジャパンリサイクル株式会社の HP (<http://www.renet.jp>)をご覧ください。
- インターネットが使用できない人は、ファックスによる申込みもできますので、詳しくは専用窓口(☎0570-085-800)にお問い合わせください。

② パソコンメーカーによる回収

- メーカーが分かるものは、各メーカーにお問い合わせください。
- メーカーが不明なものは、一般社団法人パソコン3R推進協会の HP(<http://www.pc3r.jp>)をご覧ください。
ご覧になるか、同協会(TEL 03-5282-7685)へお問い合わせください。